

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月23日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	徳島県
3. 市区町村名	勝浦町
4. 届出番号	3
5. 独自利用事務の事例番号	57-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	<a href="http://www.town.katsuura.lg.jp/docs/2017041100017/">http://www.town.katsuura.lg.jp/docs/2017041100017/</a>

執行機関名 勝浦町長

ひとり親等の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	勝浦町重度心身障害者等に対する医療費の助成に関する条例(昭和48年条例第13号)による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの(ひとり親家庭等にかかるもの)
②番号法別表第1の項	37	
③番号法別表第2の項	57	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		勝浦町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第1第2の項 勝浦町重度心身障害者等に対する医療費の助成に関する条例(昭和48年条例第13号)による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童扶養手当法第1条	勝浦町重度心身障害者等に対する医療費の助成に関する条例(昭和四十八年条例第十三号)第1条,第2条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について児童扶養手当を支給し、もつて <u>児童の福祉の増進を図ることを目的とする。</u>	第1条 この条例は、 <u>重度心身障害者等</u> に対し、医療費の一部を助成することにより、その保健の向上に寄与し、もつて <u>重度心身障害者等の福祉の増進を図ることを目的とする。</u> 第2条 この条例において、「 <u>重度心身障害者等</u> 」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。 (中略) (3) 別表第3に定める要件を具備する <u>ひとり親家庭の父母等</u>

⑦独自利用事務の関連規範		勝浦町重度心身障害者等に対する医療費の助成に関する条例(昭和四十八年条例第十三号)
--------------	--	---

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条 項 1 号	勝浦町重度心身障害者等に対する医療費の助成に関する条例第3条
②事務の内容	児童扶養手当法第六条の児童扶養手当の受給資格及びその額の認定の請求に係る事実についての <u>審査に関する事務</u>	ひとり親家庭の父母等に対する医療費の支給の申請に係る事実についての <u>審査に関する事務</u>

特定個人情報1

①根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条 項 1 号 ニ	勝浦町重度心身障害者等に対する医療費の助成に関する条例第3条第3項第3号
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該請求を行う者又は当該者の配偶者若しくは当該者と生計を同じくする扶養義務者(当該者が養育者である場合は、当該者の生計を維持する扶養義務者)に係る道府県民税に関する情報	当該請求を行う者又は当該者の配偶者若しくは当該者と生計を同じくする扶養義務者(当該者が養育者である場合は、当該者の生計を維持する扶養義務者)に係る道府県民税に関する情報

特定個人情報2

①根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条 項 1 号 ホ	勝浦町重度心身障害者等に対する医療費の助成に関する条例第3条第3項第3号
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該請求を行う者若しくは手当支給児童又はこれらの者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報	当該請求を行う者若しくは手当支給児童又はこれらの者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報

備考	
----	--